

10 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤の安全確保

器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤について、規格および基準を定め、規格に合わない原材料の使用や基準に合わない方法による製造などを禁止することにより、製品の安全性を確保しています。

器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤には飲食した場合の衛生上の危害を防止するため、規格基準を設定しています。

規格基準には、①原材料の全てに適用される原材料一般規格、②材質ごとに適用される原材料材質別規格、③安全性に関して配慮が必要な使用用途ごとに適用される用途別規格、④製造基準があります。

器具・容器包装のうち、合成樹脂(プラスチック)製のものについては、それぞれの特質に応じて規制するため、すべての合成樹脂に適用される一般規格に加え、必要に応じて、個別の合成樹脂ごとに規格を設定しています。

「器具」とは

飲食器具、割ぼう具その他食品または添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受または摂取の用途に使われ、かつ、食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物。

「容器包装」とは

食品または添加物を入れ、または包んでいる物で、食品または添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの。

「おもちゃ」とは

乳幼児が接触することにより、その健康を損なうおそれがあるものとして、厚生労働大臣の指定するもの。(乳幼児が口に接触するおもちゃ、折り紙、つみきなど)。

器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤の規格基準

食品衛生法

第16条：有害有毒な器具・容器包装の販売などの禁止
第18条：器具・容器包装の規格・基準の制定

食品、添加物等の規格基準（告示）

第3	器具および容器包装	器具・容器包装またはこれらの原材料について一般および材質別の規格 器具・容器包装の用途別規格、製造基準
第4	おもちゃ	おもちゃまたはその原材料の規格 おもちゃの製造基準
第5	洗浄剤	洗浄剤の成分規格 洗浄剤の製造基準

食品衛生法

第62条準用：有害有毒なおもちゃ、洗浄剤の販売などの禁止
おもちゃ、洗浄剤の規格・基準の制定
第62条：規制対象がん具の指定

<規制対象がん具（指定おもちゃ）>

乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれのあるもの（規則第78条）

取り組み内容

食品、添加物等の規格基準の整備・強化

規格基準に規定された試験法などの整備や新たな個別規格を規定

再生材料の安全性確保

器具・容器包装における再生プラスチックや再生紙の使用について、ガイドラインを作成

消費者等への情報提供

指定おもちゃの範囲などに関するQ & A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/20090914-1.pdf>